

様式 3

林業経営体名簿

登録番号	登録年月日 (登録情報の変更年月日)	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	電話番号	F A X	E－m a i l	ホームページ U R L	認定 事業主
R6-008	R7. 3. 10 ()	たかやま林業・建設業協同組合	代表理事 野中 豊	高山市下岡本町2344-6	0577-57-8890	0577-57-8891	info@takayamarinken.com	http://www.takayama-rinken.com/	－

注 「認定事業主」とは「林業労働力の確保の促進に関する法律」第5条第1項に基づき、雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画を作成し、知事の認定を受けた事業主のこと。

1. 雇用の状況

林業現場 作業職員数 (うち常用)	事務系等職員数 (うち常用)	雇用管理者の 選任の有無	雇用に関する 文書交付の有無	社会・労働保険等への加入状況					
				労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済
1 人 (人)	1 人 (人)	有	有	2 人	3 %	2 人	2 人	2 人	2 人
登録情報の変更時点の状況【 年 月 日】									
人 (人)	人 (人)			人	%	人	人	人	人

※ 職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く）をいう。

※ 退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注1 「雇用管理者」とは「林業労働力の確保の促進に対する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注2 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に対する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する。当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

2. 技術者・技能者の数

技術者・技能者等													
フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネー ジャー	森林施業プ ランナー	森林経営プ ランナー	森林作業道 作設オペ レーター	技術士	技能士	林業技士	岐阜県 林業士 (素材生産)	岐阜県 林業士 (育林)	森林総合 監理士	地域森林 監理士	
1 人	1 人	1 人	6 人	1 人	21 人	0 人	0 人	48 人	1 人	1 人	0 人	1 人	人

注1 フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について（平成10年4月1日付け林野庁第10林野組第36号林野庁長官通知）」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注2 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。森林経営プランナーとは、森林施業プランナーの認定を受けた者又は研修を受講した者などのうち、岐阜県森林経営プランナー登録要領に基づき登録を受けた者のこと。

注3 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

注4 技術士とは技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）、技能士とは職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）、林業技士とは(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

注5 森林総合監理士とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者、地域森林監理士とは、岐阜県地域森林監理士認定要領に基づき認定を受けた者のこと。

注6 岐阜県林業士とは、県が行う認定審査により、一定の水準を満たしていると認定された技術者のこと。

3. 林業機械の保有台数

現状【登録時】									
グラップル	プロセッサ	ハーベスタ	スイングヤーダ	タワーヤーダ	スキッダ	フォワーダ	フェラーバンチャー		
4台	0台	1台	2台	0台	0台	0台	1台	台	台
登録情報の変更時点の状況【年 月 日】									
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台

※1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないものとする。 ※所有機械の種類は必要に応じ修正して記載のこと

4. 事業量等

実績【事業期間 令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日 】													
	素材生産						造林事業			左記以外の 林業の 事業量	事業区域	素材生産の請負が ある場合は、主な 業者名を記載	造林の請負がある 場合は、主な業者 名を記載
	主伐			搬出間伐			植付 (ha)	下刈り (ha)	その他				
	面積 (ha)	材積 (m3)	生産性 (m3/人日)	面積 (ha)	材積 (m3)	生産性 (m3/人日)							
直営	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	岐阜県高山市	沢田建設(株)	沢田建設(株)
請負	10.00	2,732		53.00	1,468		10.00	18.00	0.00	0.00			
合計	10.00	2,732		53.00	1,468		10.00	18.00	0.00	0.00			
登録情報の変更時点の状況【事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日 】													
直営											県 市（町、村）		
請負													
合計	0.00	0		0.00	0		0.00	0.00	0.00	0.00			

5年後の目標【事業期間 令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日 】													
	素材生産						造林事業			左記以外の 林業の 事業量	事業区域	素材生産の請負が ある場合は、主な 業者名を記載	造林の請負がある 場合は、主な業者 名を記載
	主伐			搬出間伐			植付 (ha)	下刈り (ha)	その他				
	面積 (ha)	材積 (m3)	生産性 (m3/人日)	面積 (ha)	材積 (m3)	生産性 (m3/人日)							
直営	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00	岐阜県高山市		
請負	12.00	3,000		70.00	2,100		12.00	20.00	0.00	0.00			
合計	12.00	3,000		70.00	2,100		12.00	20.00	0.00	0.00			

※事業実績の事業期間は、登録申請を使用とする年の前年とすること。ただし、前年に実績がない場合は、登録申請しようとする年の1月1日から登録申請日までの期間とする。

※「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう（以下、「直営施業」という。）。 ※「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

※造林事業量のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。

※素材生産量は丸太材積とすること。

※「左記以外の林業の事業量」の欄には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等について記載すること。

※生産性には、直営施業により実施したものについて記載すること。

5. 生産管理又は流通合理化

	取り組んでいる	今後取り組む
(1) 適切な生産管理		
・ 作業日報の作成・分析による進捗管理や工程の見直し	☐	☐ (年後)
・ 作業システムの改善	☒	☐ (年後)
・ その他 ()	☐	☐ (年後)

※ 上記 4 で素材生産の目標がある場合には該当する項目にチェック。

※ 「今後取り組む」欄は、現在、取り組んでいないが、5 年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組むかを記載。

【チェックした項目について具体的な取組内容を記載】

生産管理又は流通合理化等に関する実施方針

・ 木材生産事業実施の前年度までに10 t トラック走行が可能な作業道を構築し、木材は土場で集積後、製材工場等へ直送する。

6. 造林・保育の省力化・低コスト化

	取り組んでいる	今後取り組む
・ 伐採・造林の一貫作業システムの導入	☒	☐ (年後)
・ コンテナ苗の使用	☒	☐ (年後)
・ 低密度植栽	☐	☐ (年後)
・ 下刈りの省略	☐	☐ (年後)
・ その他 ()	☐	☐ (年後)

※ 造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

※ 「今後取り組む」欄は、現在、取り組んでいないが、5 年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組むかを記載。

【チェックした項目について具体的な取組内容を記載】

造林・保育の省力化・低コスト化に関する実施方針

・ 先行して開設した高規格作業道を利用し、機械や資材、及び作業者の移動距離を短縮する。

・ コンテナ苗の使用により苗木の活着率を上昇させることで補植の必要性を最小限とする。

	取り組んでいる	今後取り組む
(2) 原木の安定供給・流通合理化等		
・ 製材工場等需要者との直接的な取引 (取引先名：)	☒	☐ (年後)
・ とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷 (とりまとめ機関名：)	☐	☐ (年後)
・ 森林所有者や工務店との連携	☐	☐ (年後)
・ その他 ()	☐	☐ (年後)

※ 生産した木材を自ら販売している（今後販売する）場合、該当する項目にチェック。

※ 「今後取り組む」欄は、現在、取り組んでいないが、5 年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組むかを記載。

【チェックした項目について具体的な取組内容を記載】

生産管理又は流通合理化等に関する実施方針

・ 原木供給先は、組合員である飛騨高山森林組合を中心とし、協調体制の中で販売事業を実施する。

7. 主伐後の再造林の確保

	有している	今後整備する
(1) 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制		
・ 主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により実施する体制	☒	☐ (年後)
・ 連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制 (連携相手等の名称：)	☒	☐ (年後)

※ 上記 4 で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合は、該当する項目にチェック。

※ 「今後整備する」欄は、現在、取り組んでいないが、5 年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組むかを記載。

【チェックした項目について具体的な取組内容を記載】

主伐後の再造林の確保に関する実施方針

・ 組合員が実施することとして体制を整備する。

・ 木材有利販売のため、秋季に主伐及び地拵を行い、翌春植栽を行う。

(2) 主伐後の適切な更新

- ・ 自己の所有する森林の主伐にあつては、主伐後の適切な更新の実施 ☐ ☐ (年後)
- ・ 他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ ☒ ☐ (年後)

※ 上記 4 で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

※ 「今後取り組む」欄は、現在、取り組んでいないが、5年以内にに取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組むかを記載。

【チェックした項目について具体的な取組内容を記載】

主伐後の適切な更新に関する実施方針
・事業目的及び事業計画について事前に所有者に説明し承諾を得る。

9. 雇用管理の改善及び労働安全対策

(1) 雇用管理の改善

- | | | | |
|-----------------------------|-------------------------------------|--------------------------|-------|
| ・ 現場作業員の常用化 | ☒ | ☐ | (年後) |
| ・ 現場作業職員への月給制の導入 | ☒ | ☐ | (年後) |
| ・ 計画的な研修実施などの教育訓練の充実 | ☒ | ☐ | (年後) |
| ・ 現場作業職員の社会・労働保険、退職金共済等への加入 | ☒ | ☐ | (年後) |
| ・ その他 () | ☐ | ☐ | (年後) |

※ 該当する項目にチェック。

※ 「今後取り組む」欄は、現在、取り組んでいないが、5年以内にに取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組むかを記載。

【チェックした項目について具体的な取組内容を記載】

＜雇用管理の改善＞ ・計画的な研修実施などの教育訓練の充実
・組合主催による全体の研修会は発足後5年間で終了し、その後は組合員に対し関係機関主催の研修会参加を奨励している。
・組合員である建設会社において、雇用管理にかかる項目は充実が図られている。

8. 伐採・造林に関する行動規範の策定等

- | | | | |
|-----------------------------------|-------------------------------------|--------------------------|------------|
| ・ 経営体独自の行動規範の策定 | ☒ | ☐ | (年後) |
| ・ 所属する業界団体等による行動規範の策定
(策定主体 : | ☐ | ☐ | (年後)
) |
| ・ 市町村等行政の策定したガイドラインの遵守
(策定主体 : | ☐ | ☐ | (年後)
) |

※ 素材生産又は造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

※ 「策定・遵守予定」欄は、現在、策定していないが、5年以内に策定する意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組むかを記載。

【チェックした項目について具体的な取組内容を記載】

伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する実施方針
・行動規範を遵守する

(2) 労働安全対策

- | | | | |
|-----------------------------|-------------------------------------|--------------------------|-------|
| ・ 現場作業員への安全衛生教育 | ☒ | ☐ | (年後) |
| ・ 労災保険への加入（一人親方等の特別加入を含む） | ☒ | ☐ | (年後) |
| ・ リスクアセスメント | ☒ | ☐ | (年後) |
| ・ 防護具等の着用の徹底 | ☒ | ☐ | (年後) |
| ・ 作業現場の安全巡回 | ☒ | ☐ | (年後) |
| ・ 労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導 | ☒ | ☐ | (年後) |
| ・ その他（ ） | ☐ | ☐ | (年後) |

※ 該当する項目にチェック。

※ 「今後取り組む」欄は、現在、取り組んでいないが、5年以内にに取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組むかを記載。

【チェックした項目について具体的な取組内容を記載】

- ・現場作業職員等への安全衛生教育
- ・組合全体の労働安全衛生大会を毎年開催している。
- ・組合員である建設会社において、労働安全対策は徹底されている。

1 0．コンプライアンスの確保

	はい	いいえ
・ 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者である	☐	☒
・ 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者である	☐	☒
・ 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者である	☐	☒
・ 8の行動規範等に違反した行為をしたと認められる者である	☐	☒
・ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者である	☐	☒
〔 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等 〕		
※ 該当する項目にチェック		

1 1．その他（地域への貢献、表彰実績等）

例：地域への貢献（国土緑化への貢献、防災活動、ボランティア活動等）、表彰実績、経営健全性（F S C森林認証、S G E C「緑の循環」認証、I S O取得状況、実践体制基礎評価）、指名停止処分等の状況等

地域への貢献（ボランティア活動=ぎふ・ロードプレーヤー、特定外来生物駆除）
表彰実績（岐阜労働局団体賞、全国木材協同組合連合会表彰）
指名停止処分等該当なし

注 実践体制基礎評価とは、林野庁補助事業「森林施業プランナー育成対策事業」実施要領に基づき、提案型集約化施業（以下「提案型施業」という。）に取り組む林業事業体について、施業提案型を実施する体制が構築されているかを公正・中立な外部機関が評価する仕組みをいう。